

監査報告書

令和7年5月22日

学校法人 相模女子大学
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

監 事 部 長
監 事 稲 佐 俊 介

私たちちは、旧私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人相模女子大学の旧寄附行為（令和3年11月12日施行）第17条の規程及び学校法人相模女子大学監事監査規程に従い、学校法人相模女子大学の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の学校法人の業務（理事の職務執行を含む）及び財産の状況について監査を行った。

私たちちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人の業務（理事の職務執行を含む）及び財産に関し、不正の行為、または、法令もしくは旧寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以上